

青高保第667号  
平成22年7月7日

指定居宅介護支援事業者 殿

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長  
(公印省略)

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算について

このことについて、取扱いについては、別紙のとおりとなっておりますので、下記により期限までに提出してください。

記

1 留意事項

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれか1つでも紹介率90%を超える場合は様式 を2部、いずれも紹介率90%を超えない場合は様式 を1部提出してください。

2 提出期限

前期 平成22年9月15日(消印有効)  
後期 平成23年3月15日(消印有効)

3 様式(電子ファイル)等

青森県庁ホームページに掲載しています。

「介護保険制度関連法令・通知・Q&A等」

([http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo\\_hourei\\_tsuuchi.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_hourei_tsuuchi.html))

県からの通知・事務連絡

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算について

提出先 〒038-8570

青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

介護事業者グループ

TEL (017)734-9297・9299

FAX (017)734-8090

## 居宅介護支援事業における特定事業所集中減算の取扱いについて

平成18年8月 青森県高齢福祉保険課  
介護事業者グループ  
平成19年7月 一部改正

## 1 特定事業所集中減算とは

平成18年4月の介護保険制度改正において、居宅介護支援事業所の中立・公平性の確保を徹底させることを目的に新たに創設されたものです。

各居宅介護支援事業所において前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されたものの占める割合が90%を超えている場合、1月につき200単位が所定単位数から減算されます。(指定介護予防訪問介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防福祉用具貸与は判定の対象に含まれません。)

## 2 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「3 判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算対象期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

	判定期間	減算適用期間
前期	3月から8月まで	判定期間後の10月から3月まで減算
後期	9月から2月まで	判定期間後の4月から9月まで減算

## 3 判定方法

- (1) 判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。
- (2) (1)のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。
- (3) 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与それぞれを位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法人別に件数をカウント。
- (4) (3)の結果、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与それぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人を特定。
- (5) (4)で特定した法人について、その紹介率を算出 $\{(3) \div (2) \times 100\}$ した結果、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与いずれか1つでも、紹介率が90%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

## 4 判定様式

- (1)別添様式 「紹介率最高法人算出シート」
  - ・上記3(1)～(4)までを算出するための参考様式。県への提出は不要。
  - ・記載欄不足の場合など必要に応じて加除修正して差し支えない。また、紹介件数が一番多い法人を特定するための算出内訳が分かるものであれば、必ずしもこの様式にこだわることなく、事業所で作成した任意様式でもよい。

- ・ 県への提出は不要だが、減算適用の有無の根拠となる資料であり、様式 又は事業所の任意様式にて必ず作成し、2年間保管しておくこと。
- ・ 様式 の参考様式を用いる場合は、記載方法・算定方法について様式 -1 の留意事項及び作成例を必ず参照のこと。

(2)別添様式 「居宅介護支援事業者における特定事業所集中減算に係る届出書」

- ・ 様式 「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式を用いて算出した結果に基づいて作成し、紹介件数が最も多かった法人について記載し、紹介率を算出すること。
- ・ 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれか1つでも紹介率 90%を超えていれば、様式 を県へ2部提出すること。(内容審査後1部に受理印を押印し返送します)
- ・ 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれも紹介率 90%を超えなかった場合、この様式の県への提出は不要。事業所において届出書には必ず内容を記載の上、2年間保管しておくこと。なお、この場合、様式 を県に提出してください。

< 提出期限 >

	判定期間	県への提出期限
前期	3月から8月まで	判定期間後の9月15日
後期	9月から2月まで	判定期間後の3月15日

5 紹介率が90%を超えた場合の「正当な理由」について

紹介率が90%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、その理由を様式 に記載して提出してください。

県では、その理由が次の「6 「正当な理由」と認められる場合」に該当するかどうか個別に判断します。なお、「正当な理由」の判断において必要がある場合には、ヒアリングを行うこともあります。

< 判断結果通知の方法 >

「正当な理由」に該当...提出された届出書2部のうち1部に受理印を押印して返送。

「正当な理由」に該当しない...別途通知。

6 「正当な理由」と認められる場合

以下(1)~(4)のいずれかに該当する場合は「正当な理由」があるものとして減算対象外とします。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の実施地域（運営規定に定める通常の実施地域）における、訪問介護事業所、通所介護事業所、福祉用具貸与事業所の数が、それぞれサービスごとに見た場合に5事業所未満である場合。

様式 の理由欄に、理由と通常の実施地域内における各サービスの事業所数を記載すること。なお、以下の例に留意のこと。

< 例：訪問介護、通所介護ともに紹介率90%超の居宅介護支援事業者の例 >

通常の実施地域内に、訪問介護は4事業所、通所介護は10事業所ある場合、訪問介護としては正当な理由があると認められるが、通所介護では理由なしと判断されるため、結果的には居宅介護支援事業所として減算適用となる。

- (2) 特別地域加算を受けている居宅介護支援事業者である場合。

(3) 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数(別添様式 の「平均」欄)が20件以下の場合。

(4) サービスの質が高いなどの理由による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合。

**この場合、単に利用者がその事業所を希望したから、というだけでは正当な理由に該当するとは認められません。**

居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報(実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等)を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実施地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、この項目についてサービスの質が高いと評価した上で特定の事業所を選択するに至った場合は、正当な理由として認められます。

また、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与を位置づけたサービスが1件しかないために、紹介率が100%となった場合も、正当な理由として認められますのでその旨記載してください。

様式 の理由欄に、利用者が特定の事業所を選択するに至った理由を記載すること。

<添付書類>

居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報を適切に提供しているかどうかを立証する資料を添付してください。

(例:実施地域内にある居宅サービス事業所のサービス内容や利用料金が比較できる資料等  
(単に事業所名・所在地・連絡先だけを記載した一覧表では不可))

**理由(4)に該当する場合、上記添付書類のほか、以下の書類を整備しておくこと。  
(県への提出は不要です。)**

サービスの質が高いと評価する理由は個々の利用者により異なると考えられるので、個々の利用者から、その事業所を選択するに至った理由を記載した理由書を徴しておくこと。

- ・様式は任意だが、利用者個々の選択の理由が記載され、利用者の署名・押印がある書面とすること。
- ・理由は利用者個々によって異なるものであり、一律的・機械的に記載された理由書の場合、利用者から適正に理由書を徴したとは認められない。

実施地域内の居宅サービス事業所の情報について、WAMNET や市町村等からの提供情報などの他に、居宅介護支援事業所において各事業所のサービス内容やサービスの質が高いことについて個別に情報収集している場合、その内容を明らかにした書面・資料等。

届出書・添付書類と併せ2年間保管しておくこと。

様式 (おもて)

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

開設法人名

法人所在地

代表者名

印

事業所番号									
事業所名									
事業所所在地・連絡先	TEL				FAX				
通常の事業の実施地域									

【判定期間における居宅サービス計画数】

平成 年度前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	平均
平成 年度後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
居宅サービス計画数 (要介護1～5、経過的要介護含む)								
「訪問介護」を位置づけた 居宅サービス計画数 ……ア								
「通所介護」を位置づけた 居宅サービス計画数 ……イ								
「福祉用具貸与」を位置づけた 居宅サービス計画数 ……ウ								

【訪問介護】

アのうち、最も多く居宅サービス計画に位置づけた法人 (紹介率最高法人)	法人名	
	法人所在地	
	代表者名	
	事業所名	

のうち、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	
紹介率 ( $\div$ $\times 100 =$ )	A #DIV/0! %

紹介率が90%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載すること。

--

様式 (うら)

**【通所介護】**

イのうち、最も多く居宅サービス計画に位置づけた法人 (紹介率最高法人)	法人名	
	法人所在地	
	代表者名	
	事業所名	
のうち、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数		
紹介率 ( $\div$ $\times 100 =$ )		B #DIV/0! %
紹介率が90%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載すること。		

**【福祉用具貸与】**

ウのうち、最も多く居宅サービス計画に位置づけた法人 (紹介率最高法人)	法人名	
	法人所在地	
	代表者名	
	事業所名	
のうち、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数		
紹介率 ( $\div$ $\times 100 =$ )		C #DIV/0! %
紹介率が90%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載すること。		

- 1 すべての居宅介護支援事業所において作成すること。(県への提出の要否は下記 3・4のとおり)
- 2 様式「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式により算定した結果に基づき作成すること。
- 3 A・B・C(紹介率最高法人の紹介率)のいずれか1つでも90%を超えた場合は県に2部提出すること。
- 4 A・B・Cがいずれも90%以下の場合はこの書類(様式 )の提出は不要。ただし、この書類(様式 )は必ず作成し、2年間保管しておくこと。また、様式「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に該当しない旨の届出書」を提出すること。
- 5 紹介率が90%を超えるに至った「正当な理由」について、別途通知に記載されている例示にあてはまる理由がある場合は、それぞれ該当するサービスの理由欄に記載すること。  
なお、理由欄に書ききれない場合は、理由を記載した書面を別途添付すること。



様式 (おもて) - 記載例

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書

平成22年9月11日

青森県知事 殿

開設法人名 高齢福祉保険株式会社

法人所在地 青森市 1 - 1

代表者名 代表取締役 青森 一郎 印

事業所番号	0	2	1	2	3	4	5	6	7	8
事業所名	青森県居宅介護支援センター									
事業所所在地・連絡先	青森市 2 - 2									
	TEL	017-111-						FAX	017-111-	
通常の事業の実施地域	青森市									

【判定期間における居宅サービス計画数】

平成22年度前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	平均
平成 年度後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
居宅サービス計画数 (要介護1～5、経過的要介護含む)	41	40	41	43	48	50	263	43.8
「訪問介護」を位置づけた 居宅サービス計画数 ……ア	21	22	23	24	26	28	144	四捨五 入して小 数点1桁 まで
「通所介護」を位置づけた 居宅サービス計画数 ……イ	15	18	18	20	22	24	117	
「福祉用具貸与」を位置づけた 居宅サービス計画数 ……ウ	3	2	3	3	3	4	18	

【訪問介護】

アのうち、最も多く居宅サービス計画に位置づけた法人 (紹介率最高法人)	法人名	A株式会社
	法人所在地	青森市 3 - 3
	代表者名	代表取締役 青森 乙郎
	事業所名	長島ヘルパーステーション
浪館ヘルパーステーション		

のうち、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	73
----------------------------	----

紹介率 ( ÷ ×100 = )	四捨五入して小数点1桁まで	A 50.7 %
------------------	---------------	----------

紹介率が90%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載すること。

様式 (うら) - 記載例

【通所介護】

イのうち、最も多く居宅サービス計画に位置づけた法人 (紹介率最高法人)	法人名	社会福祉法人青森	
	法人所在地	青森市浪岡 5 - 5	
	代表者名	理事長 青森 幸子	
	事業所名	青森デイサービス	
のうち、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			68
紹介率 ( $\div$ $\times 100 =$ ) 四捨五入して小数点1桁まで			B 58.1 %
紹介率が90%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載すること。			

【福祉用具貸与】

ウのうち、最も多く居宅サービス計画に位置づけた法人 (紹介率最高法人)	法人名	有限会社青森レンタル	
	法人所在地	青森市 × × 6 - 6	
	代表者名	取締役 青森 松子	
	事業所名	青森介護レンタルサービス	
のうち、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数			11
紹介率 ( $\div$ $\times 100 =$ ) 四捨五入して小数点1桁まで			C 61.1 %
紹介率が90%を超えたことについて、正当な理由がある場合にはその理由を記載すること。			

- すべての居宅介護支援事業所において作成すること。(県への提出の要否は下記 3・4のとおり)
- 様式 「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式により算定した結果に基づき作成すること。
- A・B・C(紹介率最高法人の紹介率)のいずれか1つでも90%を超えた場合は県に2部提出すること。
- A・B・Cがいずれも90%以下の場合はこの書類(様式 )の提出は不要。ただし、この書類(様式 )は必ず作成し、2年間保管しておくこと。また、様式 「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に該当しない旨の届出書」を提出すること。
- 紹介率が90%を超えるに至った「正当な理由」について、別途通知に記載されている例示にあてはまる理由がある場合は、それぞれ該当するサービスの理由欄に記載すること。  
なお、理由欄に書ききれない場合は、理由を記載した書面を別途添付すること。

様式

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に該当しない旨の届出書

平成21年9月11日

青森県知事 殿

開設法人名 青森介護保険株式会社

法人所在地 青森市 2 - 1

代表者名 代表取締役 青森 吉子 印

「特定事業所集中減算の取扱いについて」(老企第36号)に基づいて判定したところ、訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の全てについて紹介率90%を超えませんでしたので報告します。

事業所番号	0	2	1	2	3	4	5	6	7	8
事業所名	青森県長島介護支援センター									
事業所所在地・連絡先	青森市 2 - 1									
	TEL 017-111-					FAX 017-111-				

	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与
紹介率	30.5%	20.3%	50.0%

四捨五入して小数点1桁まで





様式 (おもて)

作成上の留意点

1 このシートは別途届出書を作成するにあたり、判定期間中のサービス種類別紹介率最高法人を算出するために作成するものである。算出内訳が確認できる内容のものであれば必ずしもこの様式を使用しなくても、事業所の任意様式を用いても差し支えない。

また、このシートを作成するにあたって、入力がより容易な「入力支援版」を使用することもできる。

2 判定期間 前期:3月~8月 後期:9月~2月

3 要介護1~5及び経過的要介護の利用者について計上すること。

4 同一利用者について複数の事業所を位置づけた場合の計上方法

同一法人が運営する複数の事業所を位置づけた場合...当該法人について1件として計上。(下表中、利用者2の例)

別々の法人が運営する複数の事業所を位置づけた場合...それぞれの法人について1件ずつ計上。(下表中、利用者6の例)

5 集中減算該当・非該当の別に関わらず、すべての居宅介護支援事業所においてこのシート(若しくは事業所の任意様式)を作成し、2年間保管すること。

シート作成例(訪問介護の場合)

紹介率最高法人算出シート(平成 21年度 前期・後期分) 前期・後期いずれかを で囲む

[サービス 訪問介護] (訪問介護・通所介護・福祉用具貸与のいずれかを記載する)

法人 利用者	平成21年3月							平成21年4月							平成21年5月									
	法人名							法人名							法人名									
	居宅サービス計画数	A株式会社	B有限会社	社会福祉法人C会	有限会社D	E農業協同組合	株式会社F	有限会社G	居宅サービス計画数	A株式会社	B有限会社	社会福祉法人C会	有限会社D	E農業協同組合	株式会社F	有限会社G	居宅サービス計画数	A株式会社	B有限会社	社会福祉法人C会	有限会社D	E農業協同組合	株式会社F	有限会社G
利用者1	1	1						1	1							1	1							
利用者2	1		1					1		1						1		1						
利用者3	1	1						1	1							1	1							
利用者4	1	1						1	1							1	1							
利用者5	1			1				1			1					1			1					
利用者6	1	1	1					1	1	1						1	1	1						
利用者7	1			1				1			1					1			1					
利用者8	1	1						1	1							1	1							
利用者9	1	1						1	1							1	1							
利用者10	1				1			1				1				1				1				
利用者11	1	1						1	1							1	1							
利用者12	1					1		1					1			1					1			
利用者13	1						1	1						1		1						1		
利用者14	1	1						1	1							1	1							
利用者15	1				1			1				1				1				1				
利用者16	1			1				1			1					1			1					
利用者17	1	1						1	1							1	1							
利用者18	1		1					1		1						1		1						
利用者19	1	1						1	1							1	1							
利用者20	1	1						1	1							1	1							
利用者21	1							1							1	1								1
利用者22								1		1						1		1						
利用者23																1	1							
利用者24																								
利用者25																								
利用者26																								
利用者27																								
利用者28																								
計	21	11	3	3	2	1	1	1	22	11	4	3	2	1	1	1	23	12	4	3	2	1	1	1
	3 a3							4 a4							5 a5									

(=各月の訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数)・・・届出書の ア の各月の欄に転記。

